

平成 14 年 8 月 28 日

各 位

株式会社茨城銀行

四半期情報開示について

当行の平成 15 年 3 月期 第 1 四半期(平成 14 年 4 月 1 日から平成 14 年 6 月 30 日)における四半期情報開示についてお知らせいたします。

以下に掲げる四半期情報は、経済対策閣僚会議「改革先行プログラム」および金融庁「証券市場の構造改革プログラム」の趣旨等を踏まえ、当四半期から任意の会社情報として開示するものです。

(注) 以下に記載する数値は、監査を受けておりません。

1. 「金融再生法開示基準」(単体)

(単位: 百万円)

種 類	平成 14 年 6 月末	平成 13 年 12 月末	平成 14 年 3 月末(実績)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	23,171		22,067
危険債権	18,651		21,747
要管理債権	16,031		18,287
合 計	57,853		62,101

上記の平成 14 年 6 月末の計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第 4 条に規定する各債権のカテゴリーにより分類しております。

上記の計数は、平成 14 年 6 月末を基準日として実施いたしました自己査定結果に基づき開示額を算定しているものです。従って、第 1 四半期中の償却・引当見込額、回収額、および担保処分見込額等による変動を反映させております。

平成 14 年 6 月末を基準日とする自己査定期間中に発生いたしました「水戸コンクリート商事の民事再生法申請(平成 14 年 8 月 1 日発表分)」等についても、当該開示期間の計数として織り込んでおります。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」は、平成 14 年 6 月末を基準日とする自己査定において、破綻先、実質破綻先として区分された債務者に対する債権額となっております。なお、新たに「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と認められる金額のうち、無価値と認められる部分については、原則として直接償却相当額として減額しております。

「危険債権」は、平成 14 年 6 月末を基準日とする自己査定において、破綻懸念先として区分された債務者に対する債権額となっております。

「要管理債権」は、平成 14 年 6 月末を基準日とする自己査定において、要管理先として区分された債務者に対する、3 ヶ月以上延滞債権又は貸出条件を緩和している貸出債権の合計額となっております。

2. 「リスク管理債権開示基準」(単体)

(単位:百万円)

種 類	平成 14 年 6 月末	平成 13 年 12 月末	平成 14 年 3 月末(実績)
破綻先債権額	8,360		7,300
延滞債権額	33,120		36,153
3 ヶ月以上延滞債権額	745		1,176
貸出条件緩和債権額	15,285		17,110
合 計	57,510		61,742

上記の平成 14 年 6 月末の計数は、「銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ」に規定する各債権のカテゴリーにより分類しております。

上記の計数は、平成 14 年 6 月末を基準日として実施いたしました自己査定結果に基づき開示額を算定しているものです。従って、第 1 四半期中の償却・引当見込額、回収額、および担保処分見込額等による変動を反映させております。

平成 14 年 6 月末を基準日とする自己査定期間中に発生いたしました「水戸コンクリート商事の民事再生法申請(平成 14 年 8 月 1 日発表分)」等についても、当該開示期間の計数として織り込んでおります。

「破綻先債権」は、平成 14 年 6 月末を基準日とする自己査定において、破綻先として区分された債務者に対する貸出債権であります。

「延滞債権」は、平成 14 年 6 月末を基準日とする自己査定において、実質破綻先、破綻懸念先として区分された債務者に対する貸出債権であります。

「3 ヶ月以上延滞債権」は、平成 14 年 6 月末を基準日とする自己査定において、要管理先として区分された債務者に対する、3 ヶ月以上延滞している貸出債権であります。

「貸出条件緩和債権」は、平成 14 年 6 月末を基準日とする自己査定において、要管理先として区分された債務者に対する、貸出条件を緩和している貸出債権であります。

3. 単体自己資本比率・単体 Tier1 比率(国内基準)

(単位:%)

項 目	平成 14 年 9 月期(予想値)	平成 14 年 3 月末(実績値)
自己資本比率	7.5%程度	5.58%
Tier 1 比率	6.7%程度	4.77%

第1四半期末開示にあたっては9月末の収益予想をした上で、自己資本比率、Tier1比率の予想値を計上してあります。

リスクアセットは、第1四半期開示にあたっては前年度3月末リスクアセットにて計上しております。

平成14年6月末を基準日とする自己査定期間中に発生いたしました「水戸コンクリート商事の民事再生法申請（平成14年8月1日発表分）」等についても、当該開示期間の計数として織り込んでおります。

上記予想値は、経営環境に関する前提条件の変化に伴い変動することがあります。

当行の場合、連結子会社及び子法人等は小規模であり連結自己資本比率に与える影響は軽微であり、単体自己資本比率での開示となっております。

4. 時価のある有価証券の評価差額（単体）

《その他有価証券》

（単位:百万円）

種類	平成14年6月末				平成13年12月末				平成14年3月末（実績）			
	時価	評価差額	うち益	うち損	時価	評価差額	うち益	うち損	時価	評価差額	うち益	うち損
株式	10,777	2,760	295	3,055					10,773	2,496	249	2,745
債券	60,001	632	737	104					68,607	540	705	164
その他	5,041	755	4	759					5,099	668	5	673
合計	75,819	2,882	1,037	3,919					84,479	2,623	960	3,584

平成14年6月末の時価は月末日の市場価格等で算出しております。

評価差額については、償却原価法適用前、減損処理前の帳簿価額と時価との差額であります。

平成14年6月末での実績値であり、平成14年9月末の予想値ではありません。

《満期保有目的の債券、子会社・関連会社株式》

（単位:百万円）

種類	平成14年6月末				平成13年12月末				平成14年3月末（実績）			
	帳簿価額	含み損益	うち益	うち損	帳簿価額	含み損益	うち益	うち損	帳簿価額	含み損益	うち益	うち損
満期保有目的の債券	5,151	64	118	54					3,934	64	103	39

平成14年6月末の時価は月末日の市場価格等で算出しております。

含み損益については、償却原価法適用前、減損処理前の帳簿価額と時価との差額であります。

平成 14 年 6 月末での実績値であり、平成 14 年 9 月末の予想値ではありません。

子会社・関連会社株式で時価のあるものはありません。

5. デリバティブ取引（単体）

（1）金利関連取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引以外の該当する取引はありません。

（2）通貨関連取引

（単位:百万円）

区分	種類	平成 14 年 6 月末			平成 13 年 12 月末			平成 14 年 3 月末実績		
		契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
店頭	通貨スワップ									

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引および下記の表の取引は、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は下記の通りです。

（単位:百万円）

種類	平成 14 年 6 月末			平成 13 年 12 月末			平成 14 年 3 月末実績		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
通貨スワップ									

先物為替予約、通貨オプション等のうち、引き直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は下記の通りです。

（単位:百万円）

区分	種類	平成 14 年 6 月末	平成 13 年 12 月末	平成 14 年 3 月末実績
		契約額等	契約額等	契約額等
取引所	通貨先物			
店頭	為替予約	49		45
	通貨オプション			

- (3) 株式関連取引
該当する取引はありません。
- (4) 債券関連取引
該当する取引はありません。
- (5) 商品関連取引
該当する取引はありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引
該当する取引はありません。

以上